

(1)

さくら 農業委員会だより

平成17年1月発行

第73号

発行 佐倉市農業委員会
〒285-8501
佐倉市海隣寺町97

佐倉市ホームページ
(<http://www.city.sakura.chiba.jp>)
のメニューの「Web市役所」の
「委員会事務局」をクリックする
とご覧いただけます。

☎ 043-484-6285(直通)



主な内容

- ☆ 新年のごあいさつ..... 2頁
- ☆ 「農業委員会等に関する法律」の一部改正について..... 3頁
- ☆ 農業者年金に加入しましょう..... 4頁

(本紙は、古紙配合率100%再生紙を使用しています。)

新年のごあいさつ

佐倉市農業委員会
会長 清水志津夫



新年おめでとうございます。

日頃より農業委員会の諸活動についてご協力頂きまして、御礼を申し上げます。

昨年は年頭から鳥インフルエンザ病が主にアジア地域で発生し、そのひと月あたりには国内近畿地区における病気蔓延の隠ぺい事件が大きな問題となりました。

又、盛夏期における連日の猛暑により作物生産に被害が出るなど、記録的な夏でありました。米作は一昨年の冷夏と打ってかわり豊作でありましたが、米価は昨年の半値近くとなっていました。安定した農業経営を続けていくことが容易でなくなってきたことを痛感する次第です。

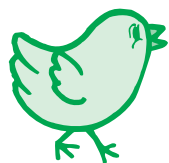
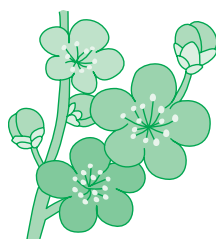
さらには台風、地震といった自然災害

も昨年は多くありました。幸い本県は大きな被害が出ませんでした。被害を受けた皆様にはお見舞いを申し上げます。

生産者の皆様には、日頃よりコスト、労力の軽減や農作物の安全性を考慮して鋭意努力を重ねられていることと存じますが、明日の農業に期待のもてる農業施策が必要であります。

私くしども委員一同は佐倉市における農業の現状を踏まえた上で、農地行政ならびに農業振興の両面について、生産者の方々のご希望に沿い、又、経営を後押しできるように責務を果たしていく所存でございます。

当委員会へのご理解とご支援を賜りますと共に、本年が充実した年となりますようご祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。



春



農業委員一同 (議席順)

- 大川悦司 (下勝田)
- 長澤信夫 (六崎)
- 三門増雄 (青菅)
- 鹿谷 守 (江原新田)
- 遠藤英雄 (馬渡)
- 中村正美 (直弥)
- 中村照治 (坂戸)
- 篠原久幸 (内田)
- 栗原 隆 (吉見)
- 木原義春 (角来)
- 岩淵重雄 (大篠塚)
- 土屋幸文 (飯塚)
- 清宮利行 (岩名)
- 檀谷正彦 (岩富)
- 宮部恵子 (西志津)
- 根本一男 (羽鳥)
- 田中資造 (木野子)
- 荒川重雄 (大佐倉)
- 岩井正一 (飯田)
- 細谷壽雄 (吉見)
- 志田善政 (白井田)
- 清水志津夫 (下志津)

「農業委員会等に関する法律」の一部改正が行われました。

「農業委員会等に関する法律」の一部改正が159回国会において成立し、平成16年11月1日より施行されています。今回の改正は国の施策方針に基づき、農業分野における構造改革をすすめるために行われたものです。

当委員会でもこの法律改正に基づき、次のように活動を推進していく事になりましたので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

- ・優良農地の確保に努め、その有効利用を図るのに必要となる担い手の育成等について、委員会としての支援をしていきます。

- ・更なる委員会の活動の充実を図るため、担い手農家（青年農業者）、女性農業者、認定農業者などの方々が農業委員会の委員への登用を図れる様な環境作りをします。

〈改正の内容〉

- (1) 農業委員会の必置基準面積算定の見直し
- (2) 選挙委員定数の下限の条例への委任
- (3) 農業委員会の活動の重点化
- (4) 選挙委員の選出方法の見直し
- (5) 選挙委員の解任方法の見直し
- (6) 農業委員会の部会制度の見直し

合併特例法に基づく、酒々井町との合併に関する経過について

広報紙等などでもお知らせをしておりますが、当市と酒々井町とのあいだで酒々井町の編入合併が検討されており、農業委員会系統組織についても合併実施時においては組織・規約の一部変更が行われる予定です。

現在までの経過について、概略をお伝えします。

平成16年10月29日、11月27日、および12月18日に合同の「合併協議会」が開催され、今後にも必要に応じて行われる予定です。現在までの協議承認事項は以下のとおり。

〈酒々井町との合併について〉

- 合併方式は印旛郡酒々井町を廃し、その区域を佐倉市に編入する編入合併とする。
- 新市の名称は、佐倉市とする。
- 新市の事務所の位置は、現在の佐倉市役所とする。
- 合併期日は平成18年3月31日までとする。但し、千葉県知事への合併申請は平成17年3月31日までを目標とする。

〈農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて〉

- 印旛郡酒々井町の農業委員会は、佐倉市の農業委員会に統合する。
- 印旛郡酒々井町の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、佐倉市農業委員会の委員の残任期間まで、引き続き在任する。
- 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙による委員の定数は、農業委員会等に関する法律第7条の規定により、新市において調整する。
- 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙による選挙区は、佐倉市に3選挙区、酒々井町に1選挙区、合計4選挙区を設ける。
- 農業委員会の委員の報酬等については、佐倉市制度を適用する。



新 農業者年金に加入しましょう

新しく生まれ変わった農業者年金は加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度です。

●積み立て方式

自分で積んだ保険料を、運用益を含めて、将来年金として受給する制度です。

●農業従事者なら誰でも加入

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。

●保険料は自由に設定

月額20,000円から1,000円単位で67,000円まで設定できます。途中何度でも変更できます。

●80歳までの保証が付いた終身年金

加入者や受給者が80歳前に亡くなった場合は、死亡した翌月から80歳までに受け取る予定だった年金を予定利率で割り戻した額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

●所得税の控除対象

保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。

●保険料の助成

60歳までに20年以上加入することが見込まれ、①～④のいずれかに該当し、農業所得が年間900万円以下の方には、国から保険料の助成（政策支援）が受けられます。

- ① 認定農業者で青色申告者
- ② ①の者と家族経営協定を締結している配偶者や後継者
- ③ 認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者
- ④ 35歳未満の後継者で35歳までに認定農業者で青色申告者となることを約束した者



☆詳しくは、農業委員会事務局、またはお近くのJAへ

全国農業新聞

を読んで
みませんか

◇発行日
毎週金曜日

◇購読料
1ヶ月600円

農地を売りたい、買いたい
借りたい、貸したいなどの

ご相談は 農業委員会 へ
まずお申出下さい。